

## 令和6年度 ふれあいのまちづくり事業地域福祉活動助成事業応募要領

### 1 目的

社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会（以下「市社協」とします）では、誰もが自分らしく地域での生活が実現できる「地域共生社会」の取り組みを進めるため、社会福祉団体、地域ボランティアグループ、特定非営利活動法人（NPO）などが地域住民との交流事業を積極的に進め、地域におけるネットワーク形成の促進を支援するため助成金を交付します。

### 2 助成対象事業

高齢者及び障がい者、児童・生徒を対象とした次の活動。

- (1) 地域に対するボランティア活動（訪問活動、会食会活動など）
- (2) つどい、バザー、感謝祭などの交流事業
- (3) こども食堂、認知症カフェなどの居場所づくり活動

### 3 助成額

市社協予算の範囲内とし、1団体あたり1年度につき15万円を限度。

### 4 助成対象経費

令和6年7月1日から令和7年3月31日までに実施する事業であり、次に掲げる経費を助成対象とします。

- (1) 事業のために必要な会議、研修、講演会、イベント、広報、啓発、資料作成などにかかる経費。
- (2) 事業のために必要な食材、材料などの経費及び軽微な備品購入など。

### 5 助成対象としない経費

- (1) 会議時の飲食費。
- (2) 人件費（報酬・時給・日当等）、交通費、旅行費。  
（ただし、研修会の外部講師謝礼・旅費など事業を実施するうえで特に必要と認められるものについては常識的な範囲内で認める）
- (3) 建物の増改築や補修、付帯設備の整備費用。
- (4) 必要以上な、高額・高性能な機器や作業機械、その他の備品。
- (5) 次に掲げる公費、助成等により行われる事業。
  - ① 介護保険法や障がい者総合支援法に基づく事業。
  - ② 文化振興、スポーツ振興などの目的外事業。
  - ③ 会員同士の親睦のみを目的とした交流事業。
  - ④ 特定の個人的活動またはそれに類する活動。
  - ⑤ 他団体または下部組織への助成を目的とした事業。

## 6 応募方法

(1) 既定の書類に必要書類を添付のうえ、下記まで送付してください。

① 助成申請書【第1号様式】

② 関係書類（団体の規約、通帳口座の写しなど）

※ 申請様式は市社協のホームページよりダウンロードできます。

【市社会ホームページ】

アドレス <https://www.awshakyo.or.jp/>

(2) 応募期間

令和6年5月10日（金）から令和6年6月10日（月）まで ※必着

## 7 助成の決定可否

(1) 応募内容を厳正に審査し、助成する団体と助成額を決定します。

(2) 決定後、市社協より審査結果を通知します。

(3) 助成が決定した団体は、「交付式（場所：会津若松市社会福祉協議会）」に出席していただきます。

(4) 助成交付決定より1カ月以内に助成金を指定口座に振り込みます。

## 8 事業の実施・完了報告

(1) 助成を受けて行う事業は、令和6年度内（令和7年3月31日まで）に実施・完了してください。

(2) 助成を受けて行う事業が完了したら、実施内容や収支状況等について、所定の様式【第3号様式】（事業報告書・決算書）参考資料（写真など）を添付のうえ、速やかに提出していただきます。

## 9 お問い合わせ・送付先

〒965-0873 会津若松市追手町5番32号 追手町第一庁舎内

社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会 地域福祉課地域福祉係

TEL：0242-28-4030 / FAX：0242-28-4039